

議案第22号

天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、日当を支給しない。

(1) 公共交通機関（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が営むものを除く。）を利用しない場合

(2) 近畿圏（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する区域から福井県を除いた区域をいう。）へ出張する場合

第16条第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第12条、第13条、第16条—第18条関係）

（単位 円）

区分	職別	日当（1日）	宿泊料（1夜）	食事料（1夜）
甲	市長	1,500	14,800	3,000
	副市長	1,500	13,100	2,700
	教育長 上下水道事業管理者			
乙	行政職給料表8級 及び7級の職員	1,000	12,000	2,400
	行政職給料表6級 の職員 教育職給料表3級 の職員	1,000	10,900	2,200
	行政職給料表5級 及び4級の職員	1,000	10,900	2,000
	行政職給料表3級 及び2級の職員 教育職給料表2級 の職員	1,000	10,900	1,800
丙	行政職給料表1級 の職員 教育職給料表1級 の職員	1,000	10,000	1,600

備考 職別の欄中「行政職給料表」とは天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）別表第1に定める行政職給料表を、「教育職給料表」とは同条例別表第2に定める教育職給料表をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。